

遺族年金の受取りに必要な書類

1. 死亡を確認できる書類：
 - 具体的には、死亡が記載された住民票や戸籍謄本など。(ただし、医師の死亡診断書は必要書類として認められません)。
 - できるだけ英語訳を添付すること。
2. 婚姻を証明する書類：
 - 戸籍謄本。
 - できるだけ英語訳を添付すること。
3. 遺族年金を受け取る方の銀行振込み先申請フォーム「**PENS.E/2**」：
 - このフォームは、英語で書き入れたのち、国連の事務所（国連広報センターなど）または公証役場で認証してもらう必要があります。
 - その際、身分証明になるもの（パスポート、運転免許証、保険証など）で、ご本人であるという確認をしてもらいます。
4. 退職者がローカルトラックで年金をもらっていた場合に、遺族もそうしたい場合はフォーム「**PENS.E/10**」：
 - このフォームを提出しないと、3ヶ月後には自動的にドルでの支払い（Standard Rate）に切り替わります。その際、余分に支払われた金額がある場合は、さかのぼって返済しなくてはならない可能性があります。
5. ご本人の身分証明になるもののコピーを1通：
 - パスポート、運転免許証、保険証など。

注

- ① なお、年金局のフォームは、下記のサイトで入手できます：
www.unjspf.org
「Welcome」を選び、次のページで「Beneficiary」を選びます。
左に並んだ項目の、「Forms」を選びます。
ここで必要な用紙を選んで印刷できます。
- ② すべてのフォームは英語で記入する必要があります。

以上